

平成26年

第1回市議会臨時会 議案第4号

函館市国民健康保険条例の一部改正について

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「50万円」を「51万円」に改める。

第13条の6の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第13条の11中「12万円」を「14万円」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「50万円」を「51万円」に改め、同項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第2項中「50万円」を「51万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第3項中「50万円」を「51万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第13条の6、第13条の6の10、第13条の11および第19条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料の基礎賦課限度額等を改定し、および国民健康保険法施行令の一部改正に伴い保険料の減額に関する基準を改めるため